

I 計画の概要

- 1 策定の趣旨 平成26年3月に策定した「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の目標等を達成するため、新たに第4期障がい福祉サービス計画を策定する。
2 計画の位置づけ 市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条)、第4次宇都宮市障がい者福祉プランの実施計画
3 計画の期間 平成27年度～平成29年度(3年間)

II 第3期計画の実績・課題等

1 障がい者を取り巻く社会環境の変化と本市の状況

障害者制度改革の基本的方向 → 我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図り、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現

- ①「障害者基本法」の改正(平成23年) → 障がい者の定義の見直し
②「障害者総合支援法」の施行(平成25年) → 障がい者の範囲に難病等を追加、障がい児支援の強化(根拠法令が分かれていた施設・事業体系を児童福祉法に一元化)、地域における自立した生活のための支援の充実、相談支援の充実
③「障害者差別解消法」の成立(平成25年) → 障がいを理由とする権利侵害行為の禁止
④「障害者雇用促進法」の一部改正(平成25年) → 雇用分野における差別の禁止
⑤「子ども・子育て支援法」の成立(平成24年) → 子ども・子育て支援事業計画において、障がい児も含めた支援体制づくりへの積極的な取組を要請
⑥本市の状況(平成25年度) → 障がい者手帳所持者は約2万人、障がい福祉サービス給付費約56億2千万円であり、それぞれ年々増加傾向。

2 アンケート調査結果の概要

平成26年6月実施

【サービス利用者】

(※発送数1,340人、回答数858人、回収率64.0%)

A 地域生活への移行

- ・入所施設から地域生活への移行希望 → 「今のまま入所施設で生活したい」(70.2%)、「家族と一緒に生活したい」(12.5%)、「共同生活援助(グループホーム)などを利用したい」(11.5%)
・地域生活への移行に必要な支援 → 「経済的な負担の軽減」(69.7%)、「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」(67.7%)、「障がい者に適した住居の確保」(59.7%)、「相談する相手が身近にいること」(56.4%)

B 一般就労への移行

- ・現在の仕事における今後の意向 → 「工賃(賃金)の額に関係なく、現在行っている仕事を続けていきたい」(64.7%)、「一般就労していないが、健常者と一緒に働きたいと考えている」(12.5%)

C 障がい福祉サービス

- ・障がい福祉サービスの満足度 → 「就労移行支援」(39.4%)、「短期入所」(40.8%)が低調
・今後、増やしてほしい・充実してほしいサービス → 「相談機能の充実」(46.0%)

【サービス事業者】

(※発送数173箇所、回答数123箇所、回収率71.1%)

- A 地域生活への移行(移行に必要な支援) → 「地域住民の正しい理解や協力」(75.0%)、「地域の相談支援体制の充実」・「日中活動の場の充実(就労、訓練の場・余暇活動など)」(65.7%)
B 一般就労への移行(障がい者の就労に必要な支援) → 「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」(76.3%)、「障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み」(69.5%)
C 障がい福祉サービス(事業運営上の課題) → 「スタッフ(人材)の確保」(76.0%)・「育成」(72.7%)

3 関係団体との意見交換会結果の概要

(※宇障連など6団体)

平成26年6～7月実施

- A 地域生活への移行 → 住み慣れた地域で生活できるグループホームの充実、地域における障がい者への理解促進が必要
B 一般就労への移行 → 企業における障がいや障がい者への理解、職場での支援が必要
C 障がい福祉サービス
・訪問系サービス → ホームヘルパーなどの支援員、看護師などの専門職の確保が必要
・日中活動系サービス → 短期入所について、緊急時に利用できる空きベッドが必要
・居住系サービス → 日中に通所する施設から近いグループホームが必要
・障がい児支援系サービス → 必要なサービスや相談を身近な場所で受けられる体制が必要
D 地域生活支援事業 → ・どこに何を相談すればよいのか分かるよう、一元化した窓口の設置が必要
・成年後見人制度を理解するための周知・啓発が必要

4 第3期計画の実績・評価等

重点目標1: A 地域生活への移行

- ① 入所施設から地域生活への移行者数(H18～26年度の合計)
目標108人 → 実績103人(H18～25年度の合計) 達成率95.4%
② 施設入所者の減少数(H17～26年度の合計)
目標93人 → 実績87人(H18～25年度の合計) 達成率93.5%

⇒ ①・②は概ね目標を達成できる見込み。

重点目標2: B 一般就労への移行

- ③ 福祉施設から一般就労への移行者数(H26年度)
目標32人 → 実績40人(H25年度) 達成率125.0%
④ 福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合(H26年度)
目標8.7% → 実績5.9%(H25年度) 達成率67.8%
⑤ 就労継続支援事業利用者に占めるA型利用者の割合(H26年度)
目標17.5% → 実績24.9%(H25年度) 達成率142.3%

⇒ ③は、就労継続支援A型事業所の増加などから、目標値を上回っている。
④・⑤は、特別支援学校卒業生における一般就労が増加(H23年度:35.0%→H24年度44.9%)しているため、就労移行支援事業の利用者が減少する一方、就労継続支援A型事業所の増加に伴い、A型の利用者が大幅に伸びている。

C 障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス → 利用量は「同行援護」について、サービス提供事業所が増えなかったことから、見込みを下回ったと考えられる。利用人数は概ね見込みどおり。
・日中活動系サービス → 「自立訓練(機能訓練)」は、「生活介護」や「就労継続支援B型」などの利用量・利用人数の増加に伴い、見込みを下回っている。
・「就労移行支援」については利用量・利用人数が見込みを下回っているが、「就労継続支援(A型)」事業所が増加し、利用量・利用人数が増えている。
・「短期入所」は、一人あたりの月間平均利用日数が増加し、利用人数は見込みを下回っている。
・居住系サービス → 利用実績は概ね見込みどおり。
・相談支援系サービス → 「計画相談支援」は、相談支援専門員数が十分ではなく、利用人数は見込みを下回っている。

D 地域生活支援事業

「基幹相談支援センター」の設置、「成年後見制度利用支援事業」の利用を除き、概ね見込みどおり。

◇課題の総括◇

A 地域生活への移行

- ・住まいの場や相談支援体制など地域生活を支援する体制の充実が必要(1, 2, 3, 4)
・必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実が必要(1, 2, 3, 4)

B 一般就労への移行

- ・関係機関や企業と就労支援に関する情報共有を継続して行うことが必要(2, 3, 4)
・一般就労に結び付ける就労支援の充実が必要(2, 4)

C 障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス → サービス提供体制の充実が必要(2, 3, 4)
・日中活動系サービス → 在宅の障がい者の地域生活を支援する体制の充実が必要(1, 2, 3, 4)
・居住系サービス → 住まいの場の確保が必要(2, 3, 4)
・相談支援系サービス → 地域生活への移行・定着に向けた支援の充実が必要(1, 2, 3, 4)
・障がい児支援系サービス → 身近な場所で提供する体制の構築が必要(1, 3)

D 地域生活支援事業

- ・地域における相談支援体制の充実が必要(1, 2, 3, 4)
・成年後見制度の周知啓発が必要(3, 4)

1～4を踏まえ、

### Ⅲ 平成 29 年度の目標設定、障がい福祉サービス等の必要量の見込み

国の基本指針に基づいた 29 年度の目標値、本市の実情を踏まえた障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量の見込みを設定するとともに、それらの目標達成に向けた取組やサービス等の必要量確保のための確保策を設定する。

#### 1 平成 29 年度の目標設定

項目	国の目標値	市の目標値	市の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の割合（数）	12%以上	7%以上（28 人以上）
	平成 25 年度末時点と比較した施設入所者の削減割合（数）	4%以上	4%以上（16 人以上）
地域生活支援拠点等の整備	居住支援と地域支援の一体的機能をもつ地域生活支援拠点の整備	少なくとも 1 つ以上	1 つ
福祉施設利用者の一般就労への移行	平成 24 年度の一般就労への移行実績に対する一般就労への移行者数	2 倍以上	2 倍以上（78 人以上）
	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数に対する割合（就労移行支援事業の利用者数）	6 割以上増加	6 割以上増加（147 人以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割を超える事業所の割合	5 割以上	5 割以上

#### 2 障がい福祉サービス等の必要量の見込み

サービス種別	項目	H27	H28	H29	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護等	利用量（時間／月）	19,104	19,686	20,318
		利用人数（人分／月）	695	724	757
【必要量推計の考え方】 利用者が増加傾向にあるなどの直近の状況を踏まえて伸びを見込む。					
日中活動系	生活介護	利用量（人日分／月）	17,719	17,895	18,071
		利用人数（人分／月）	904	913	922
	自立訓練（機能訓練）	利用量（人日分／月）	117	117	117
		利用人数（人分／月）	7	7	7
	自立訓練（生活訓練）	利用量（人日分／月）	895	895	895
		利用人数（人分／月）	44	44	44
	就労移行支援	利用量（人日分／月）	2,060	2,419	2,778
		利用人数（人分／月）	109	128	147
	就労継続支援（A型）	利用量（人日分／月）	4,080	4,366	4,488
		利用人数（人分／月）	200	214	220
就労継続支援（B型）	利用量（人日分／月）	8,748	8,838	8,928	
	利用人数（人分／月）	486	491	496	
療養介護	利用人数（人分／月）	47	47	47	
	利用量（人日分／月）	894	902	910	
短期入所	利用量（人日分／月）	894	902	910	
	利用人数（人分／月）	109	110	111	
【必要量推計の考え方】 就労移行支援はH29の目標達成に向けて見込む。 就労継続支援（A型・B型）は、伸びが減少すると見込む。 その他のサービスは、利用者が固定化しているなどの直近の状況を踏まえて見込む。					

サービス種別	項目	H27	H28	H29	
居住系	共同生活援助	利用人数（人分／月）	363	378	393
	施設入所支援	利用人数（人分／月）	391	386	381
	【必要量推計の考え方】 共同生活援助は、H29の目標達成に向けた利用促進を考慮し見込む。 施設入所支援は、H29の目標達成に向けて見込む。				
相談支援系	計画相談支援	利用人数（人分／月）	194	209	225
	地域移行支援	利用人数（人分／月）	2	2	2
	地域定着支援	利用人数（人分／月）	6	8	10
【必要量推計の考え方】 利用者の伸びや地域生活への移行促進を考慮し見込む。					
障がい児支援系	児童発達支援	利用量（人日分／月）	1,155	1,485	1,840
		利用人数（人分／月）	105	110	115
	医療型児童発達支援	利用量（人日分／月）	248	310	372
		利用人数（人分／月）	31	31	31
	保育所等訪問支援	利用量（人日分／月）	6	6	6
		利用人数（人分／月）	1	1	1
	放課後等デイサービス	利用量（人日分／月）	1,815	2,145	2,475
利用人数（人分／月）		121	143	165	
障がい児相談支援	利用人数（人分／月）	27	30	33	
【必要量推計の考え方】 利用者の伸びなどの直近の状況を踏まえて見込む。					

○市内事業所の定員数及び事業所数の見込み

	H26 定員数	→	H29 定員数（不足数）	⇒	必要事業所数
生活介護（通所のみ）	416 人	→	448 人（32 人不足）	⇒	2 か所程度
就労継続支援（A型）	250 人	→	253 人（3 人不足）	⇒	1 か所程度
共同生活援助	383 人	→	392 人（9 人不足）	⇒	2 か所程度

※必要事業所数については、1 事業所あたりの平均定員数から算出

#### 3 地域生活支援事業の必要量の見込み

サービス種別	項目	H27	H28	H29	
障がい者相談支援事業（基幹相談支援センターを含む）	実施見込み（箇所数）	8	8	8	
	成年後見制度利用支援事業	利用人数（人／年）	3	3	3
意思疎通支援事業	手話通訳等派遣事業	利用人数（人／月）	115	123	131
	手話通訳者設置事業	設置人数（人／年）	2	2	2
移動支援事業	利用量（時間／月）	2,982	2,982	2,982	
	利用人数（人／月）	284	284	284	
地域活動支援センター事業	設置数（箇所数）	15	15	15	
	利用人数（人／月）	221	221	221	
福祉ホーム事業	設置数（箇所数）	2	2	2	
訪問入浴サービス事業	利用人数（人／月）	19	19	19	
支日中一時支援事業	日中支援型	利用量（回／月）	2,865	3,008	3,098
		利用人数（人／月）	418	438	451
	放課後支援型	利用量（回／月）	1,565	1,581	1,597
		利用人数（人／月）	228	230	232
医療的ケア	利用量（回／月）	83	83	83	
	利用人数（人／月）	21	21	21	
【必要量推計の考え方】 利用者の伸びや利用者が固定化しているなどの直近の状況を踏まえて見込む。					

#### 4 目標達成に向けた取組やサービス等の必要量確保のための確保策

- 地域生活への移行
  - グループホームの施設整備等の支援による整備促進（拡充）
- 地域生活支援拠点等の整備
  - 基幹相談支援センターを中核として、グループホームや短期入所等の利用をマネジメントする機能の充実（新規）
- 一般就労への移行
  - 就労移行支援事業所の利用者を対象とした職場体験実習の実施（新規）
- 障がい福祉サービス等の必要量確保策
  - 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化（新規）
  - 相談支援専門員の「サービス等利用計画」作成のスキルアップに向けた研修等の実施
- 地域生活支援事業の必要量確保策
  - 意思疎通支援事業：関係団体との連携による手話通訳者等の養成と資質向上
  - 地域活動支援センター事業：安定した事業運営とサービスの質の向上